



岐阜県感染症発生動向調査週報

Gifu Infectious Diseases Weekly Report

平成 30 年 5 月 11 日 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

2018 年第 18 週
(4/30~5/6)
4 月報合併号

○ 沖縄県、愛知県を中心に麻しん患者の発生が続いています。→トピックス

■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所）

● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

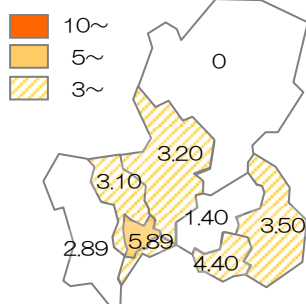
レベル	疾患名	基準	該当保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし	—	—
注意報レベル	なし	—	—

※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。

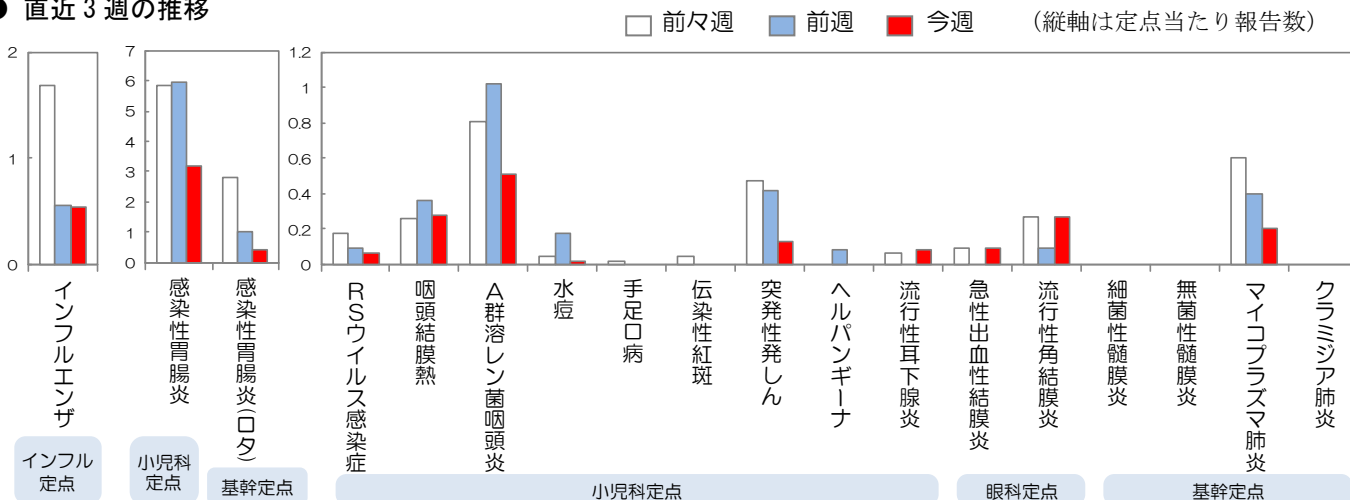
警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後 4 週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

< 感染性胃腸炎（小児科定点） >



● 直近 3 週の推移



■ 全数把握対象疾患の発生動向

● 今週届出分

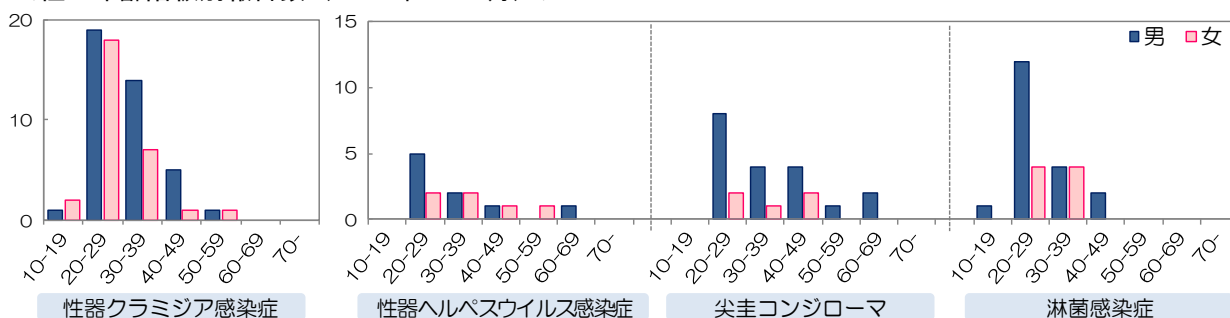
- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 5 例
- 3 類感染症：なし
- 4 類感染症：なし
- 5 類感染症：侵襲性肺炎球菌感染症 3 例、百日咳 1 例

■ 月報告定点把握対象疾患の発生動向 <4月>

● 性感染症報告数（STD定点：15か所）

疾患名	4月	男			女		
		4月	3月	2月	4月	3月	2月
性器クラミジア感染症	16	7	8	12	9	5	11
性器ヘルペスウイルス感染症	5	3	4	1	2	2	2
尖圭コンジローマ	11	9	5	2	2	-	1
淋菌感染症	7	2	4	7	5	-	1

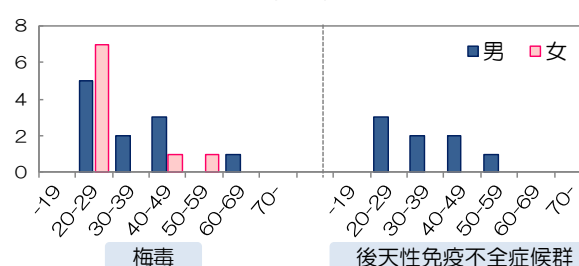
<性・年齢階級別報告数（2018年1~4月）>



（参考）全数把握対象の性感染症 報告数

疾患名	4月	1~3月	累計	男	女
梅毒	4	16	20	11	9
後天性免疫不全症候群	3	5	8	8	-

性・年齢階級別報告数（1~4月）



● 薬剤耐性菌感染症報告数（基幹定点：5か所）

疾患名	4月	3月	2月	1月	12月	11月
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	14	21	5	9	18	19
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	8	6	4	5	3	9
薬剤耐性緑膿菌感染症	-	-	-	-	-	-

■ 病原体検出情報

● 医療機関から提出された検体の病原体検出状況（4月採取分、5月6日現在結果判明分）

臨床診断名	病原体名（遺伝子検出を含む）	検出数
インフルエンザ	インフルエンザウイルス AH3	10
	インフルエンザウイルス B型	1
突発性発しん	ヒトヘルペスウイルス 6型	1
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	<i>Streptococcus pyogenes</i> T12型	2
	<i>Streptococcus pyogenes</i> T型別不能	1
腸管出血性大腸菌感染症	<i>Escherichia coli</i> O111:HUT VT1	1
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	<i>Klebsiella pneumoniae</i> カルバペネマーゼ非産生	1

※病原体検出情報の詳細についてはHPをご覧ください（毎週更新）。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/byougentai.html>

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターのHPをご覧ください。
 感染症発生動向調査週報（IDWR） <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>
 病原微生物検出情報（IASR） <https://www.niid.go.jp/niid/ja/iasr.html>

■ トピックス

● 麻しん

◇ 沖縄県、愛知県を中心に麻しん患者の発生が続いています

沖縄県では、3月20日に麻しんと診断された台湾からの旅行者を発端に麻しんの感染が拡大し、5月9日時点で94人の患者が確認されています。

また、愛知県では、4月11日に沖縄旅行歴のある麻しん患者（初発例）が確認されてから、5月9日時点で16人の麻しん患者（二次感染例9人、三次感染例5人、二次または三次感染例1人）が確認されています。二次感染の9人はすべて、初発例が受診した医療機関で初発例と接触し、感染したと考えられています。

この他、愛知県では、海外（タイ）で感染したと考えられる麻しん患者も確認されています。

沖縄県、愛知県の他には、神奈川県、埼玉県、福岡県などでも麻しん患者が報告されており、中には感染源の明らかでない国内感染例の報告もあります。

5月10日現在、岐阜県内で麻しん患者の発生は確認されていませんが、県内でも引き続き警戒が必要です。

◇ 確実に予防接種を受けることが大切です

麻しんは予防接種によって予防可能な疾患であると同時に、ワクチン接種が唯一の予防法です。

定期接種の対象者は確実に接種を受けることが重要です。また、定期接種の年齢を過ぎて2回の接種歴が確認できない方は、ワクチン接種を検討してください。

◇ 麻しんが疑われる場合

麻しんの潜伏期間は10～12日、麻しん患者の周囲への感染可能期間は、発病日の1日前から解熱後3日頃までとされています。

国内で麻しん患者と接触した可能性のある人、または海外の麻しん流行地域に渡航した人は、潜伏期間を考慮し、約2週間の健康観察が必要になります。また、麻しんを疑う症状が出た場合は、事前に医療機関に連絡の上、医療機関の指示に従って受診することが重要で、感染可能期間には公共交通機関の利用を避けるなどの配慮が必要です。

◇ 医療機関のみなさまへ

今後、県内の医療機関にも麻しん患者が受診する可能性を考慮し、発熱や発しんを呈する患者が受診した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴・国内旅行歴、麻しんの罹患歴や予防接種歴を確認するとともに、医療機関内での感染拡大防止対策をお願いします。

また、麻しんと診断した場合は直ちに最寄りの保健所に届出を行う（または麻しんが強く疑われる場合は保健所に相談する）とともに、麻しんウイルスPCR検査実施のための検体確保にご協力をお願いします。

○ 麻しんとは

麻しんウイルスの感染による発熱、発疹を特徴とする全身感染症です。約10日の潜伏期の後、発熱・咳・鼻水などかぜのような症状が出て、2～3日熱が続いた後、高熱と発疹が現れます。肺炎や脳炎、感染後数年経過してから発症する亜急性硬化性全脳炎など重篤な合併症を起こすこともあります。

○ 感染症法における取扱い

麻しんは、感染症法において5類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は、直ちに保健所に届け出なければなりません。届出をされた場合、県または岐阜市においてPCR検査を実施しています。

● 感染症法に基づく届出対象疾患が追加されました

感染症法施行規則の一部改正により、平成30年5月1日から、「急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）」が5類感染症全数把握対象疾患となりました。

患者を診断した医師は、7日以内に保健所に届け出なければなりません。また、診断された症例については、急性灰白髄炎（ポリオ）との鑑別ため行政検査を実施します。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki_jun.html

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>